第184回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時 平成30年6月28日 (木)

午前10時~11時

場 所 群馬県庁7階 審議会室

第184回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成30年6月28日(木) 午前10時~11時
- 2 場 所 群馬県庁7階 審議会室
- 3 出席委員 丸山 和貴、大澤 昭彦、堀越 恒弘、齋藤利志子、小林 享、 泊 宏 (代理 堤 啓)、浅川 京子 (代理 飯島 正)、 後藤 克己、髙橋 正、荒木 恵司、大塚 利勝
- 4 欠席委員 田中 麻里、小山 洋、茂原 荘一、井下 泰伸
- 5 事務局幹事出席者 都市計画課 眞庭課長、藤城次長、青木次長

6 議案

第1号議案 吾妻都市計画道路の変更(3・4・3号植栗線ほか4路線の変更)について 第2号議案 中之条都市計画道路の変更(3・4・3号名久田竜ヶ鼻線の変更)について 第3号議案 長野原都市計画区域の変更について

7 議事概要 別紙のとおり

第184回群馬県都市計画審議会 議事概要

(司会=眞庭課長)

お待たせいたしました。

ただ今から、第184回群馬県都市計画審議会を開会いたします。

私は、群馬県都市計画課長の眞庭でございます。よろしくお願いいたします。

まず、委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日、御出席をお願いいたしました委員の皆様は、15名でございますが、現在11名 出席されております。

従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による「定足数2分の1以上」に達しておりますので、本会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、今回の審議会は、お手元にお配りいたしました「次第」に沿って進めさせていた だきたいと思います。

それでは、委員の異動報告を行います。

(藤城次長)

お手元の群審報第113号をご覧下さい。前回の審議会以降、学識経験のある者として、6名の委員が再任、都市計画分野の高崎経済大学地域政策学部名誉教授の原田 寛明様が退任され、高崎経済大学地域政策学部准教授の大澤 昭彦様が就任されました。また県議会の議員として、久保田順一郎様、大和 勲様、本郷 高明様が退任され、後藤 克己様、井下 泰伸様、荒木 恵司様が就任されました。また、市町村の議会を代表する者として、桐生市議会議長であった森山 享大様が退任され、富岡市議会議長の大塚 利勝様が就任されました。以上でございます。

(眞庭課長)

つづいて、開会にあたりまして、丸山会長からご挨拶をお願いいたします。

(議長=丸山会長)

本日は、第184回群馬県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議案は、お手元の次第のとおり、審議事項が3件でございます。よろしく御審議 のほど、お願い申し上げます。

(眞庭課長)

ありがとうございました。

次に、「会長職務代理者の指名」です。

審議会条例第4条第3項によりますと、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」とございますので、丸山会長から指名をお願いします。

(丸山会長)

会長職務代理者としては、学識経験を有する委員の中で経験の豊富な小林委員さんに、お願いしたいと思います。

小林委員さんよろしくお願いします。

(眞庭課長)

小林委員、ひとことご挨拶をお願いいたします。

(小林委員)

ただいま御指名を受けました小林です。都市計画行政の学識、知識を積み上げている途上ですけれど、これまでの学問的な経験と立場を活かしまして、実りある成果が得られますよう見識ある判断をもって審議会の運営に参画したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(眞庭課長)

ありがとうございました。

それでは、これより「議事」に入らせていただきます。丸山会長、よろしくお願いいた します。

(丸山会長)

議案の説明は事務局からいたします。御了承を願います。

議事に先立ち、議事録署名人2名を指名させていただきますので、御了承をお願いいた します。大澤委員と小林委員にお願いいたします。

(丸山会長)

次に、議案の審議に入ります前に、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについての御 検討をお願いしたいと思います。

事務局の説明を求めます。

(藤城次長)

本日上程の議案は、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(丸山会長)

ただ今の説明のとおり、本日の議案については、公開にするとの提案でございます。 審議を公開することについて、御意見等はございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

(丸山会長)

それでは御異議もないようですので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり 公開とし、傍聴を認めることとします。事務局は傍聴者を入場させてください。

(傍聴人・報道関係者入場)

(丸山会長)

ここで事務局から本日の傍聴者について御報告願います。

(藤城次長)

本日の傍聴者でございますが、一般の傍聴者はございません。報道関係者が5名でございます。

(丸山会長)

傍聴者の皆様には、先程事務局からお配りいたしました「傍聴要領」をよく読み、遵守 して下さい。

なお「傍聴要領」に反する行為をした場合には、退場していただきます。

報道関係の方につきましては、ただ今より写真撮影などを許可いたします。

(丸山会長)

それでは写真撮影などを終了してください。

(丸山会長)

※ただ今から、議案の審議を行います。

第1号議案「吾妻都市計画道路の変更(3・4・3号植栗線ほか4路線の変更)について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(青木次長)

都市計画課次長の青木と申します。よろしくお願いします。

それでは、第1号議案「吾妻都市計画道路 3・4・3号植栗線ほか4路線の変更について」ご説明いたします。

お手元の議案書1ページ、2ページとあわせて、添付図面の図-01または、スクリーンを御覧下さい。

図では、変更前を黄色で、変更後を赤色、変更しない区間を青色で示しています。

本議案は、3·4·3 号植栗線、3·4·5 号原町駅南口線、3·6·9 号植栗川戸線、3·4·4 号稲荷 は 金井線、3·4·2 号原町仲通り線の5路線の変更を行うものです。

各路線についてご説明します。東吾妻町役場を赤い丸で、JR吾妻線「群馬原町駅」を 白い四角で、JR吾妻線を黒の破線で、線路北を平行して走る国道145号を紫色で示し ております。

3・4・3 号植栗線は、中之条町との境界から植栗地域を結ぶ幹線道路で、3・4・5 号原町駅南口線は、群馬原町駅前を起点とし、一級河川吾妻川を渡河し川戸地域を結ぶ幹線道路となります。3・6・9 号植栗川戸線は、植栗地域を起点とし川戸地域を結ぶ主要幹線道路であり、上信自動車道の一部を形成することになります。

3・4・4 号稲荷城金井線は、県道下沢渡原町線から、図に黒丸で示した位置にあり、平成25年に廃止した3・4・3 号川戸植栗線と直結していた路線で、吾妻川の左岸と右岸を連絡する幹線道路として位置づけられています。3・4・2 号原町仲通り線は、東吾妻町植栗を起点として、東吾妻町原町を結ぶ幹線道路となっています。

なお、この黒丸で示した位置にあった川戸植栗線は、上信自動車道の建設が確実となり、 川戸植栗線のトラフィック機能は上信自動車道で代替し、生活道路の機能は既存の町道で 代替できることから廃止したもので、上信自動車道の位置が決まった際には、改めてトラフィック機能に当たる車道部の位置を都市計画決定することで、地元と合意していたものです。

次にスクリーンをご覧ください。

今回の変更の広域における位置を示します。今回の変更は、上信自動車道のうち平成25年に整備区間に指定された、東吾妻町の厚田~植栗間を通る約6kmの「吾妻東BP工区」の植栗・中之条ICから川戸・原町ICまでの区間と、周辺に位置する吾妻都市計画道路網の見直しを行ったものです。

次に添付図面の図 - 0 2 の参考資料またはスクリーンをご覧ください。これからお示し します計画図の分割図になります。

変更及び廃止のある区間について、以降分割図を拡大してご説明いたします。

添付図面の図-3 計画図または、スクリーンをご覧ください。

この図は、3・4・3 号植栗線及び3・4・2 号原町仲通り線の変更部分になります。

3・4・3 号植栗線は、延長920m、幅員16mの都市計画道路ですが、地域交通の円滑化を図るため一部道路線形の見直しを行うとともに、停車帯の縮減や現況の歩行者交通量にあわせた歩道幅員とすることで、交通需要に応じた計画幅員に変更します。それに伴い、延長を1,180mに、幅員を13mに縮小し、名称を3・5・3号植栗線とします。

また、3・4・2 号原町仲通り線は、この後の図に出てきます 3・4・4 号稲荷城金井線の一部 廃止及び 3・4・3 号植栗線の変更、町決定である 3・5・8 号原町南通り線の廃止に伴い、これ ら3路線と交差する交差点形状を変更し、延長を3,950mから3,960mへ変更します。 併せて、車線数を定めていなかったため、車線数を決定します

添付図面の図-4 計画図またはスクリーンをご覧ください。

この図は、3·6·9 号植栗川戸線の新規決定部分になります。

3・6・9 号植栗川戸線は上信自動車道の線形・幅員の位置の確定に合わせて、上信自動車道の一部にあたる延長2,700m、幅員10.5m、2車線の都市計画道路を東吾妻町の都市計画道路網のトラフィック機能として位置づけるために新規決定するものです。

スクリーンの参考図-02をご覧ください。

この図は、図-4の計画図に上信自動車道の詳細図を重ねたものです。

この詳細図は3·6·9 号植栗川戸線の起点部である上信自動車道植栗・中之条 IC 周辺の図

になります。この図で示すとおり、 $3\cdot6\cdot9$ 号植栗川戸線は上信自動車道の植栗・中之条 IC から川戸・原町 IC までの車道や、中央帯などで構成される標準幅員の部分を都市計画決定するものです。

添付図面の図-5,6またはスクリーンをご覧ください。

添付図面の図-5及び6の計画図は図-4同様、 $3\cdot 6\cdot 9$ 号植栗川戸線の変更部分になり、図-4につづく西側の部分になります。

添付図面の図-7計画図またはスクリーンをご覧ください。

この図は、3·6·9 号植栗川戸線の終点部と、3·4·5 号原町駅南口線の変更部分になります。 3·4·5 号原町駅南口線は延長 7 8 0 m、幅員 1 4.8 m、2 車線の都市計画道路でしたが、3·6·9 号植栗川戸線の新規決定に伴い、一体となって吾妻都市計画道路の環状機能として位置付けるため、3·6·9 号植栗川戸線に接続させるよう延伸させ、延長を9 8 0 mに変更します

スクリーンの参考図-3をご覧ください。

この図は、図-7の計画図に上信自動車道の詳細図を重ねたものです。

この詳細図は3·6·9 号植栗川戸線の終点部である上信自動車道川戸・原町 IC 周辺の図になりますが、3·4·5 号原町駅南口線は、途中既存町道からの乗入れ部を設け、上信自動車道川戸・原町 IC まで延伸接続することになります。このうち、上信自動車道である植栗川戸線との交差点隅切りまでの標準幅員を都市計画決定するものです。

添付図面の図-8 計画図またはスクリーンをご覧ください。

この図は、3・4・2 号原町仲通り線の変更部分になります。

町決定である 3·5·8 号原町南通り線の廃止に伴い、交差する 3·4·2 号原町仲通り線の交差点形状を変更します。

スクリーンの参考図-4をご覧ください。

この図は、図 $-803\cdot4\cdot2$ 号原町仲通り線交差点部の拡大図になります。

交差していた $3\cdot 5\cdot 8$ 号原町南通り線の廃止により、 $3\cdot 4\cdot 2$ 号原町仲通り線の右折レーンを廃止し、幅員を 19 mから標準幅員である 18 mに変更します。

添付図面の図-9 計画図またはスクリーンをご覧ください。

この図は、3・4・4 号稲荷城金井線及び3・4・2 号原町仲通り線の変更部分になります。

3・4・4 号稲荷城金井線は延長1,450m、幅員16mの都市計画道路です。川戸植栗線が平成25年に一部廃止されたことに伴い、計画当初想定した本路線の原町仲通り線との交差点部から南側の区間の必要性が大きく低下したことから、本路線の一部を廃止し延長を790mに変更するとともに、起終点が変更されることから名称を3・4・4号槻木稲荷城線に変更します。併せて、車線数を定めていなかったため、車線数を決定します。

3・4・2 号原町仲通り線は、3・4・4 号稲荷城金井線の一部廃止及び町決定である 3・5・8 号原町南通り線の廃止に伴い、交差点形状を変更します。

スクリーンの参考図-5 をご覧ください。

この図は、図-9の3・4・2号原町仲通り線交差点部の拡大図になります。

一部廃止した 3·4·4 号稲荷城金井線との交差点部は丁字路にします。また、3·5·8 号原町南通り線の廃止により、右折レーンを廃止し幅員を標準幅員の16mに変更します。

添付図面の図-10 計画図またはスクリーンをご覧ください。

前述の図-9同様、3·4·4 号稲荷城金井線及び 3·4·2 号原町仲通り線の変更部分になります。

このうち、3·4·4 号稲荷城金井線の終点部は、土地区画整理事業を前提に整備される予定でしたが、土地区画整理事業による道路拡幅を稲荷城橋まで行った後、都市計画道路網を見直した結果、その先の都市計画道路は交通量が少なく、必要性が低下したため、終点を稲荷城橋のところに変更します。

添付図面の図-11標準横断図とスクリーンの参考図-6をご覧ください。

ここでは幅員の変更内容を詳しく説明いたします。

スクリーン表示の通り、当初、3·4·3 号植栗線は都市計画道路 3·4·3 号名久田 竜 ヶ鼻線と1つの路線として中之条町内の用途地域と東吾妻町内の用途地域を結ぶ 3·4·3 号川戸植栗線という都市計画道路で市街地内の幹線道路として計画されていましたが、3·4·3 号川戸植栗線の一部廃止により、路線の大部分が用途地域外となりました。

このため、3・4・3 号植栗線にあたる一般県道植栗伊勢線については、路線全体としては地方部であると考え、計画交通量より道路構造令に準拠し第3種第2級とし、停車帯は設けない設計とします。車線幅員は3種2級の標準である3.25mとしました。

また、歩行者・自転車が少ない路線であることから、自転車通行空間の計画は行わず、現況の交通量にあわせた $2.5\ m$ の歩道幅員とし、標準幅員を $16\ m$ から $13\ m$ に変更としました。

添付図面の図-12 標準横断図またはスクリーンをご覧ください。

この図は、幅員の変更がない 3·4·2 号原町仲通り線及び 3·4·5 号原町駅南口線、3·4·4 号槻木稲荷城橋線の標準横断図と、今回新規決定する 3·6·9 号植栗川戸線の標準横断図になります。

新規決定の3・6・9号植栗川戸線の標準幅員の決定理由を説明します。

本路線は道路区分を地方部であると考え、一日あたり $10,000\sim11,200$ 台の将来交通量を見込んで道路構造令に準拠し、第3種第2級としました。車線幅員は第3種第2級の標準である3.25mとし、中央帯は側方余裕幅の標準である1.0mとし、路肩は緊急時には乗用車が停車しても通行空間が確保できるように1.5mとしました。

以上の設計理由により、標準幅員を10.5mに決定しました。

ただいまご説明しました、第1号議案につきましては、去る平成30年1月19日から 2月2日までの間、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募 を行いましたが、公述の申し出はありませんでした。

また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、去る平成30年4月13日から4月27日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で第1号議案の説明を終わりにします。よろしくご審議の程、お願いいたします。

(丸山会長)

それでは、ただいま説明のありました本議案に関しまして、御意見、御質問があればお願いします。

(小林委員)

2点ほど質問なんですけれども、一つは街路の規模を決めるとき、発生交通量を基に幅 員等をお決めになってるんですけれども、一日当たりの発生交通量の予測値は何を根拠に されたんでしょうか。

(青木次長)

ODから推計しております。

(小林委員)

それから幅員の変更についてなんですけれども、例えば3.5 mの歩道幅員を2.5 mに変えたりとかですね、それから植栗川戸線の1.5 mの幅員とかあるんですけれども、先程の説明で、道路の位置付けと将来発生するであろう交通量から算定してそういう断面を考えたのはわかるんですけれども、気になるのが道路の占用物、道路付属物をどうやって納めるのか。例えば、電柱だとか電信などを道路本体に納めるのか、あるいは民地側に納めるのか。例えば1.5 mの歩道幅員、そこに電柱もしくは電信の柱を納めるとするとなかなか難しいかなと思う。それがひとつと。それから3.5 mの歩道幅員から2.5 mに変えたときの配電盤だとか道路の付属物、そういうものをどうやって納めるのかという話と市街地を通過するときに街路樹みたいなものを想定しているのか。していないならそれはそれでかまわないのですが、道路占用物と道路付属物の納め方についての考え方を教えてください。

(青木次長)

まず1点目の植栗川戸線のところで1.5mというのは、上信自動車道、渋川から事業を進めていますけれど、そこの地域高規格道路の幅員となります。基本的にはこれから警察との協議になりますが、今のところ歩道は設けておりません。これは路肩になります。

(小林委員)

1. 5 mというのは路肩部分ということですね。

(青木次長)

はい。それと道路占用物の関係になりますが、それについては今後の協議になっていくんでしょうが、今の防災とかの観点から申しますと電柱が立っているとそれが地震等で倒れたときにかえって支障になってしまいますので、基本的には外していくほうが好ましいと考えておりますが、その辺については今後の調整になってくるかと思います。

実際問題として先程幅員を狭めたという話なんですが、ここにつきましても、平成27年度の交通量調査等から1日当たりの歩行者の交通量が十数人と非常に少ない状況でありましたので、幅員を狭めさせていただいたりしております。もし、電柱を立てるとしても、今までのところでも好ましくはないが2.5m歩道の中に立っている事例もあり、それほど支障にはならないのかなと考えております。

(小林委員)

ありがとうございます。

(青木次長)

街路樹についてですが、植栗川戸線については設けない計画になっていますし、他のと ころも基本的に現段階では設ける幅員計画にはしておりません。

(小林委員)

電柱を無くすというのは地中化ですか。

(青木次長)

地中化とか、この道路に面していない裏の方にも道路がありますからそういうところから通すようなこととか、あとは民地に入れるとか、そういう手法も今いろいろと検討しているところです。

(大澤委員)

先程の小林委員のお話にも繋がるんですけれども、仮に電線の地中化をした場合に、いずれにしてもトランスなどの道路付属物があると思うが、そのあたりはどうか。

(青木次長)

上信自動車道に関しては、基本的には電柱は入れない、地下埋でも入れない方向で今考えております。

(丸山会長)

それでは、本案について、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、第2号議案「中之条都市計画道路の変更(3・4・3号名久田 竜 ヶ鼻線の変更)について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(青木次長)

それでは、第2号議案「中之条都市計画道路(3・4・3号名久田竜ヶ鼻線)の変更について」ご説明いたします。

お手元の議案書 5 ページ、6 ページとあわせて、添付図面の図-14 又は スクリーンを御覧ください。

本議案は、3・4・3号 名久田竜ヶ鼻線の変更を行います。

中之条町役場を赤い丸で、JR吾妻線「中之条駅」を白い四角で、JR吾妻線を黒の破

線で、線路北を平行して走る国道145号及び路線南を走る国道353号を紫色で示して おります。3・4・3号名久田竜ヶ鼻線は、中之条町大字伊勢町の国道145号から東吾妻 町境までを結ぶ幹線道路となっています。

添付図面の図-15 計画図をご覧ください。

この図は、3・4・3号 名久田竜ヶ鼻線の変更部分になります。

第一号議案で付議しました吾妻都市計画道路 3·4·3 号植栗線の道路線形の変更に伴い、地域交通の円滑化を図るため、3·4·3 号植栗線と接続する 3·4·3 号 名久田竜ヶ鼻線の道路線形を変更します。併せて、車線数を定めていなかったため、車線数を決定します

添付図面の図-16 標準横断図をご覧ください。

この図は、 $3\cdot 4\cdot 3$ 号 名久田竜ヶ鼻線の標準横断図になります。幅員の変更はありません。

ただいまご説明しました、第2号議案につきましては、去る平成30年1月19日から 2月2日までの間、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募 を行いましたが、公述の申し出はありませんでした。

また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、去る平成30年4月13日から4月27日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で第2号議案の説明を終わりにします。よろしくご審議の程、お願いいたします。

(丸山会長)

それでは、ただいま説明のありました本議案に関しまして、御意見、御質問があればお願いします。

(「特になし」の声)

(丸山会長)

それでは御意見もないようですので、本案について、都市計画上の支障なしと決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、第3号議案「長野原都市計画区域の変更について」を上程いたします。事 務局から説明を求めます。

(青木次長)

それでは、第3号議案「長野原都市計画区域の変更について」ご説明します。

お手元の議案書8ページとあわせて議案添付図面の図-18又はスクリーンを御覧ください。

長野原町は、群馬県の北西部に位置し、東は東吾妻町、高崎市、西は嬬恋村、北は草津町、中之条町、 南は長野県軽井沢町に接しています。

町は、東西12km、南北18km、総面積は133.85平方kmで、面積の80% 近くが山林等になっています。南北に細長い地形と高低差が約1,000mもあることから多彩な自然があふれています。

町の北部を東西に吾妻川が流れ、平行してJR吾妻線と国道 144号、145号が走っており、吾妻川に沿って集落が立ち並ぶ標高510m~830mの山岳傾斜地帯で、山が近くまで迫り平らな土地はあまり多くありません。

南部は、浅間山の北麓に広がる標高 $850 \,\mathrm{m} \sim 1,350 \,\mathrm{m}$ の浅間高原地帯で、平均気温は $850 \,\mathrm{m} \sim 1,350 \,\mathrm{m}$ の浅間高原地帯で、平均気温は $850 \,\mathrm{m} \sim 1,350 \,\mathrm{m}$ の表記は $850 \,\mathrm{m} \sim 1,350 \,\mathrm{m}$ の浅間高原地帯で、平均気温は $850 \,\mathrm{m} \sim 1,350 \,\mathrm{m}$ の浅になる $850 \,\mathrm{m} \sim 1,350 \,\mathrm{m}$ の浅になる $850 \,\mathrm{m} \sim 1,350 \,\mathrm{m}$ のまる $850 \,\mathrm{m} \sim 1,350 \,\mathrm{m}$ の浅になる $850 \,\mathrm{m} \sim 1,350 \,\mathrm{m}$ の光になる $850 \,\mathrm{m} \sim 1,350 \,\mathrm{m}$ の浅になる $850 \,\mathrm{m} \sim 1,350 \,\mathrm{m}$ の光になる $850 \,\mathrm{m} \sim 1,350 \,\mathrm{m}$ のまる $850 \,\mathrm{m} \sim 1,350 \,\mathrm{m}$ のえる $850 \,\mathrm{m} \sim 1,350 \,\mathrm{m}$ のえる 8

長野県境付近の北軽井沢の一部地域は上信越高原国立公園に含まれています。

長野原都市計画区域は、平成9年6月3日に指定していますが、指定当時はバブル経済の沈静化によりリゾートマンションや別荘地等の開発の需要はそれほど高いものではなかったものの、道路交通網等の整備に伴い、再び開発需要が高まるおそれがあったことや、ハッ場ダム建設に伴い、地域産業の振興や生活基盤施設の整備などを一体的かつ総合的に行い、地域の活性化を図っていくことが望ましい実情下にありました。

そのため、観光レクリエーションと農林業と健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保しながら、適正な制限の基に、都市基盤施設の整備、市街地の開発、土地利用の整序、建築の規制誘導、自然環境の保全などを総合的に行うことを目的として、長野原町の一部を都市計画区域に指定いたしました。

図-18では、行政区域を黒色の線で、変更後の長野原都市計画区域を赤色の線で示しております。

行政区域の面積は約13,385haあり、行政区域の約6割が都市計画区域になっています。

お手元の添付図面の図-19又はスクリーンを御覧ください。

左側の図の赤色の線が、変更後の長野原都市計画区域の全域を示したもので、変更箇所と表示した部分が今回の変更箇所になります。

右側の図は、今回変更箇所を拡大したもので、新たに都市計画区域に編入する区域を赤色で示しております。

お手元の添付図面の図-20又はスクリーンを御覧ください。

今回新たに都市計画区域に編入する区域をより詳細に示したものでございますが、青色の線が現行の都市計画区域を示したもので、赤色の線が変更後の都市計画区域を示したものでございます。

次にスクリーンの参考図1 区域詳細図をご覧ください。

今回の変更内容ですが、新たに約42haを都市計画区域に編入し、長野原都市計画区域の面積は変更前の約8,075haから変更後は約8,117haとなります。

新たに編入する区域は長野原町大字川原湯地内で、上湯原地区と打越地区がございます。 上湯原地区は、JR川原湯温泉駅周辺の地区で、今回編入する区域には公営住宅法に基づく公営住宅として、町営の上湯原住宅が整備されています。 打越地区は、代替地として造成された地区で、既に住宅等が建築されています。 次ぎにスクリーンの参考図2をご覧ください。

今回の変更理由ですが、ハッ場ダム事業に伴い水没する地域住民の移転場所として国土 交通省が整備する代替地の区域が確定し、この区域について、周辺地域と一体的なまちと して整備、開発及び保全を図るため、新たに都市計画区域に編入するものです。

次ぎにスクリーンの参考図3をご覧ください。

今回新たに編入する区域の現況ですが、この区域は平成18年に「長野原町における建築物の制限に関する条例」が定められており、既に都市計画区域内と同様の建築制限がかけられています。主な制限の内容といたしましては、建築物の敷地は道路法の道路等に2メートル以上接しなければならない接道義務、道路内建築制限、400%までの容積率制限、70%までの建ペい率制限、道路斜線制限及び隣地斜線制限となっています。

次ぎにスクリーンの参考図4をご覧ください。

今回新たに都市計画区域に編入することによる効果といたしましては、大きく二つございます。

まず一つ目といたしましては、先ほどご説明いたしました「長野原町における建築物の制限に関する条例」が定められている区域であるため、概ね建築規制の変更は生じませんが、周辺地域と同様の法制度による規制となることで、地域住民の混乱を回避できるというものでございます。

二つ目といたしましては、都市計画法による開発許可の対象規模が、都市計画区域外の10,000平方メートル以上から、区域区分が定められていない非線引きの都市計画区域の3,000平方メートル以上に引き下げられるため、無秩序な開発に対して、よりきめ細かな開発指導を行うことができるようになります。

お手元の添付図面の図-21又はスクリーンを御覧ください。

ただいまご説明しました、第3号議案につきましては、国土交通大臣との事前協議を平成30年3月23日に異存がない旨の回答をいただいております。

また、都市計画法第5条第3項の規定に基づき、長野原町長に意見聴取を行い、平成30年5月25日に異存がない旨の回答を得ており、今後、都市計画法第5条第3項の規定に基づき、国土交通大臣への同意協議を進めたいと考えております。

また、都市計画区域の変更につきましては、都市計画法上、公聴会の開催や案の縦覧等の規定はございませんので、行っていませんが、住民に周知を図るため、地区への回覧や任意で案の縦覧を行っており、いずれも特に意見はありませんでした。

最後に、都市計画区域の変更の公告は、平成30年8月中旬頃を予定しております。

以上で第3号議案の説明を終わりにいたします。よろしくご審議の程、お願いいたします。

(丸山会長)

それでは、ただいま説明のありました本議案に関しまして、御意見、御質問があればお願いします。

(小林委員)

都市計画区域の線引きの線が非常に複雑なんですけれども、その根拠を教えていただき たい。

(青木次長)

地元市町村の意向などもあるんですけれど、基本的には山側に今回の代替地の造成地が接してまして、国有保安林などを除いて、代替地を作るときに造成した法面などについても、今回区域の中に含めていくということで聞いておりますので、それで線が出たり入ったりしているような状況になっております。

(小林委員)

保安林とかそういう所以外は、個人の所有の筆界みたいなものが入っているんですか。

(事務局:小島補佐)

補足説明で説明します。もともと長野原都計区域の決め方としましては、長野原町の行政区域のうち国有保安林を除くという計画書の文書で決められております。なのでこのようにがたがたとしているような形になっておりまして、今回もそれを踏襲する形で、国有保安林を除いてなおかつ、今回八ッ場ダムの事業で造成されたエリア、それから斜面の崩壊を防止するための山腹施設、そういったものを含めて指定しております。

(小林委員)

この保安林というのはどこの所管の保安林ですか。

(事務局:小暮主幹)

先程も説明したとおり、国有林と県の浅間牧場を除く全域を都市計画区域に指定をしておりまして、今回も基本的には国有林を除くという形で指定をするんですが、林野庁が所管している国有林を除くというかたちで、今回一部国交省が所管している保安林なり国有林部分があるんですが、そちらは八ッ場ダムの事業に伴う事業区域になっているわけでございますので、そこは都市計画区域に編入するということで整理をさせていただいています。

(大澤委員)

いくつかあるんですけれども、まず一つ目が建築物の制限に関する条例を定めるという お話なんですけれどもこれは自主条例ですか。根拠法は?

(事務局:小暮主幹)

建築基準法に基づく条例として都市計画区域と同じような形で住宅だとかそういった建物について建築確認が必要だといった条例が、建築基準法に基づく条例として定めています。

(大澤委員)

二つ目なんですけれども、今回非線引きということなんですが、用途地域の指定などは 考えているんでしょうか。考えないのであればその理由など御説明いただければ。

(事務局:小島補佐)

今回、用途地域の指定は今のところ考えておりません。用途地域の設定の基準としまして、ある程度の人口密度があるのですが、そういった基準をここのエリアは満たしていないということであります。

(大澤委員)

続いての質問なんですけれども、今回都市計画区域の拡大しておりますけれども、これから群馬に限らず全国的に人口が減ってくるなかで、都市計画区域を拡大しなければならない必要性といいますか、なぜ都市計画区域の中でその移転事業ができなかったのか疑問なんですけれども。

(事務局:小島補佐)

順番としますと図-20を御覧いただきます。図-20の青線と赤線の間が今回新たに編入される区域となっておりまして、もともとあった区域も含めてこのエリアが八ッ場ダムの事業に伴って水没する方々の代替地ということで、昭和の年代にこのあたりにずりあがり方式ということで、もともと川沿いにあった集落の方々が、こういう形ですでに移転をするという図面が国土交通省を中心に作成されておりまして、それに基づいてこういう造成が先に行われたということです。今実際にほぼ移転が終了しておりまして、後追いになりますけれども、この赤い形で現在の代替地の形に合わせて都市計画区域を広げるというかたちになってます。

(大澤委員)

すでに整備がされていたんですね。

(事務局:小島補佐)

すでに終わっているんです。

(大澤委員)

わかりました。ありがとうございました。

(丸山会長)

それでは御意見もないようですが、本案について、都市計画上の支障なしと決定する ことに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、そのように決定いたします。

以上で、本日の審議は終了いたしました。

傍聴人及び報道関係者におかれましては、事務局の指示に従って、退場してください。 静粛な傍聴に御協力いただきまして、ありがとうございました。

(傍聴人・報道関係者退場)

(丸山会長)

では最後に「3 その他」ですが、事務局から、何かありますか。

(眞庭課長)

次回、第185回審議会の開催についてですが、通例によりますと平成30年第3回前期定例県議会後、10月頃の開催でございますが、急ぎ皆様のご意見を伺う必要があり、8月29日に開催させていただきたいと思います。お手元の開催予定のとおり、今年度については年5回の開催を予定しております。皆様の御協力をお願いいたします。

具体的には、会長に御相談して期日を決定させていただきたいと思います。

(丸山会長)

委員の皆様いかがでしょうか。

(「特になし」の声)

それでは、特に御異議もないようですので、そのようにしたいと存じます。 その他、委員の皆様から、何かございますでしょうか。

(「特になし」の声)

(丸山会長)

それでは、特にないようですので、本日は以上で終了させていただきます。 委員の皆様には、熱心な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。 これをもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

(閉会:11:00)

(議事録署名人)